（防衛省職員給与留守宅渡実施規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与留守宅渡実施規則（昭和三十五年総理府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式第一（第４条関係）

（表）

給与代理受領人指定通知書

			整理番号		
給与の留守宅渡に関し、下記のとおり指定されたので、防衛省職員給与留守宅渡実施規則第４条の規定により通知します。 年　月　日 殿 所在地 留守宅渡実施機関の長					
職員	氏名	階級（職務の級）	号俸（俸給月額）	所属	
給代理受領与人	氏名	生年月日	年　月　日	職員との関係	
		住所			
留守宅渡を行う給与の額					
留守宅渡の始期、終期	年　月分から　まで				
支払方法	直接払 振込払	支払場所			
職員の属する俸給支給機関名					

日本産業規格Ａ列４番

（裏）　［略］

改正前

別記様式第一（第４条関係）

（表）

給与代理受領人指定通知書

			整理番号		
給与の留守宅渡に関し、下記のとおり指定されたので、防衛省職員給与留守宅渡実施規則第４条の規定により通知します。 年　月　日 殿 所在地 留守宅渡実施機関の長　印					
職員	氏名	階級（職務の級）	号俸（俸給月額）	所属	
給代理受領与人	氏名	生年月日	年　月　日	職員との関係	
		住所			
留守宅渡を行う給与の額					
留守宅渡の始期、終期	年　月分から　まで				
支払方法	直接払 振込払	支払場所			
職員の属する俸給支給機関名					

日本産業規格Ａ列４番

（裏）　［同左］